

令和7年

# 第1回忠岡町議会定例会会議録

第3日

開会 令和7年3月7日

忠岡町議会

令和7年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和7年3月7日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 河野 隆子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員		

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	坂上 佳隆
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼自治防災課長		町長公室次長兼秘書人事課長	
	南 智樹		中定 昭博
産業住民部長	新城 正俊		
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫		谷野 彰俊
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立いたしております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和7年第1回忠岡町議会定例会議事日程（3日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上のおりでございます。

議長（北村 孝議員）

昨日に引き続き、日程第1 一般質問を行います。

通告の順序に従い発言を許します。

前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

おはようございます。

今回から、本会議の一般質問部分のみ録画配信がなされるということで、これまで以上に聞きやすく、そして分かりやすくということを中心に心がけて質疑を行いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、自殺対策についてであります。

今回の定例会の初日におきまして、町長より令和7年度の施政方針が示されましたが、そこには自殺対策計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に取り組むとあります。現行計画は平成31年3月に策定されまして、7か年計画ということで、この7年度、新年度が最終年度ということになります。でありますので、まずは最終年度として、現行計画の下、対策を実施することはもちろんであります。新たな今後の取組についても考え始める時期であります。まずはどのように取り組むのかお答えいただけますでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのとおり、現行の自殺対策計画は2025年度までが計画期間となっておりますので、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化などを踏まえ、令和7年度に内容の見直しを行う予定でございますが、単独での計画策定ではなく、同様に改定を迎えます地域福祉計画と一体的に策定する予定となっております。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

改定予定の地域福祉計画の中に組み込まれるというご答弁でございました。確かに、この地域福祉計画の中に組み込んで策定をしている自治体もありますが、独立した別個の計画として策定している自治体も多くあります。そこで、本町として、地域福祉計画の中に組み込む意義についてお答えいただけますでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

自殺につきましては、個人的な問題と思われがちでございますが、その背景には、失業、多重債務などの経済・生活問題や、健康問題、家庭問題など、様々な要因が重なり合って起こると考えられております。

また、自殺は、その多くが追い込まれた末の死でもあることから、自殺予防は社会全体で取り組む必要があると考えております。そのためには、行政や関係機関・団体などによ

る支援をはじめ、住民同士の助け合いや支え合い、見守りなどによって、孤立・孤独を防ぎ、地域で我が事として受け止め、みんなで担う仕組みづくりとして、地域福祉を推進していくことが重要であると考えていることから、地域福祉計画と一体的に策定する予定としております。

策定に当たりましては、国の大綱なども踏まえ、関係機関とも連携しながら、子どもや若者への対策についても十分考慮した内容となるよう取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

地域福祉計画の中に盛り込む意義についてというのは、とてもよく分かりました。

地域で助け合うと、支え合うということではありますが、であれば、今後の取組ということにおきまして、同じ仲間のこの維新の今奈良議員も以前に質問をさせていただきましたゲートキーパーの養成事業について、計画の目標値に達成していなかったかという、確かご答弁だったかと思いますが、身近に相談できる人、対応できる方、この命の門番と呼ばれたりもしますが、このゲートキーパーの養成講座に力点を置いた取組を次の計画ではすべきであるというふうに考えますが、いかがでしょうか。ぜひ、実施していただきたいと思ひます。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

ゲートキーパーにつきましては、自殺願望がある人の異変に気づき、話に耳を傾け、必要な支援につなげる役割を果たす人のことで、そうした寄り添いや関わりが解決への一歩につながると考えており、ゲートキーパーの養成は大変重要であると考えております。

養成講座の開催につきましては、かねてより今奈良議員からも開催のご要望をいただひしているところでもあります。過去には、職員や民生委員向けに研修を行ったこともござひますが、そこから期間も空いておりますので、職員や各種団体、地域住民などにも対象を広げ、養成講座の開催について検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

ありがとうございます。ゲートキーパー養成事業においても今後取り組むというご答弁をいただきました。

今日、実は昼から、このお隣の岸和田市におきましてもゲートキーパー養成講座が開催されるみたいでして、定員が100名という非常に大きな規模の講座なんですけども、これも埋まって満員御礼ということで開催されるということでございます。

本町の現行計画の策定時におけるアンケートは、約9割の方がゲートキーパーについて知らないというふうな回答がなされておりますが、これも現在は変わっているかと思いません。ゲートキーパーの養成が自殺対策の要になるのではないかなというふうにも思いますので、ぜひ職員さんでありますとか、民生委員さん、そして町民向けの講座も開催していただきたいというふうに思っております。

去年1年間の自殺者数というのは過去最少の水準でありましたが、児童・生徒は最多ということでありました。また、今月は、3月というのは自殺対策月間であり、改めて取り組むことの重要性について本町の見解を問いただしたく、質問させていただいた次第でございました。

続きましての質問に移ります。次は、防犯対策、防犯カメラの運用規程についてであります。

令和7年度の施政方針には、設置補助も、そして町の設置も積極的に行っていくということでありました。

防犯カメラは、犯罪の抑止に非常に重要なものであり、町としても取組もまた支持していくものでありますが、杉原町政の1期目も、自治会さんと、そして本町と合わせた設置台数は57台から65台へと増設されているということで、今後も防犯カメラは増設が想定されるわけではありますが、こういう大事なものであるからこそ、そして数をもっと増える見込みがあるからこそ、運用規程についてもしっかりと整備をしていく必要があるかなというふうに思っております。

そこで、まず1点目です。本町には防犯カメラ運用規程があります。そして、自治会さんにとっても運用規程、これは設置補助を役場に申請する際に規程を提出しなければならないということで、本町の持っている運用規程をベースにひな形のようなものがあって、そこにご当地の区の名前を入れるだけでいいようなものをご提出いただいているかと思いますが、これらに盛り込むべきではないかなということがありまして、まずそれは何かと申しますと、個人情報保護法に基づく守秘の条文ですね。これらは、今申し上げたどちらにも明記されていません。そして、データ加工をしてはいけない条文でありますとか、もしくは、苦情があった場合の対応についての条文、どちらも本町の運用規程にはございません。これらについて諸規定の整備をすることは必要ではないかなというふうに思います。

が、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

防犯カメラは、犯罪の未然防止や犯罪抑止にもつながり、地域の治安向上にも役立つ効果が期待されるものでございます。一方、個人のプライバシーの保護や知り得た情報の取扱いなど、防犯カメラを適正に設置、管理運営することが必要であることから、必要な事項を定めるため、議員ご指摘のとおり、町及び自治振興協議会が設置する防犯カメラ設置に係る管理運営規程がございます。

既存の規程につきましては、議員ご指摘のとおり、管理責任者等の責務やデータ取扱いにおける利用等の制限など、厳格性に乏しいところも見受けられます。つきましては、本町でもシビックセンターや小・中学校での防犯カメラの設置の管理運営規程がございますので、一定の統一性を図ることからも、当該防犯カメラの設置に係る管理運営規程の見直しを行いたいというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

見直しを検討するということではございましたが、今おっしゃったように、この本庁舎の建物、本庁舎、そして小・中学校にも防犯カメラが付きまして、それぞれに運用規程もあるわけでありまして。それらの運用規程には、今先ほど私が申し上げたことが全て列挙をされておりまして、非常に具体的にいろいろと条文の定まっている運用規程であります。確かにそちらに合わせることも一つかなというふうに思います。

そこで、そして振興自治会さん、振興協議会さんの運用規程のほうなんですけれども、これは強調して盛り込んでみてはどうかなということがありまして、守秘義務も大事なんですけれども、保守点検ですね。この維持管理についてであります。運用規程には一文、今書かれているかなと思います。書かれているかと思いますが、これは死文化しているのではないかなというふうにも思いまして、ひな形を改める、もしくは自治会さんとの会議とか、今後設置補助の申請があった際など注意を喚起していくというような必要性があるように思っております。設置したもののそれっきりで、肝心なときに映っていないということがないように維持していくべきであると思っておりますが、いかがでございましょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

本町や各地域が設置している防犯カメラにつきましては、主に屋外に設置していることから、天候や気温等の環境変化の影響によりまして、機器の破損や劣化による不具合などが生じることが考えられます。防犯カメラの性能や映像・品質の維持をはじめ、故障等の早期発見ができるためには、定期的な機器のメンテナンスを行うことが必要であるというふうに考えてございます。

つきましては、防犯カメラ設置に係る管理運営規程におきましても、定期的な防犯カメラの点検等の必要性の規定を設けるなど、各自治振興協議会とも協議をさせていただき、適切な防犯カメラの管理運営に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

本町が設置している全ての防犯カメラがきちんと機能することは、安全・安心な社会にもつながりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、災害対策についてであります。災害対策は2項目あるんですけれども、まずは1つ目でございます。災害救援物資の物流についてであります。

これまで、私自身も含めて、また、たくさんの議員もそうなんですけれども、議会にて平素から備蓄品の充実をということで質疑がなされてきました。もちろんこれは大事なことでありますし、年々充足率を高めてきているということでもあります。

また、災害対策基本法の改正で、備蓄状況の公表も義務づけされるということですが、今回は平素からの備蓄ではなくて、災害時の物流ですね。備蓄品が保管場所から避難所へ、そして必要とする方、被災者の方へスムーズに届けることができるかという点についてお尋ねをいたします。

これをどう運び出すのか、どう配送するのか。都道府県が設置するのは一時物資拠点、これは広域拠点ということなんですけれども、市町村が設置する2次物資拠点へのルートの確認でありますとか、本町の拠点は、この役場の地下の倉庫でありますとか、町民運動場、町民グラウンドとか、河川敷かなというふうに思うんですけれども、運ぶ車ですね。細かく言うと、フォークリフトとかパレットとかを使う場面もひょっとしたらあるかもしれませんが、こういうことも踏まえて、被災者のもとまで、支援を必要とする方のところにまでどう届けるのか、そこまでのこのイメージを働かせたマニュアルといいますか、計画のようなものが必要だと考えますが、本町の取組はいかがでございましょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

地震等の災害において、初動時の配送計画につきましては、現在本町では、忠岡町職員災害初動マニュアルにおいて明記されています。

また、その後の支援物資等の受入れに関しましても、忠岡町受援計画において、支援物資の受入れ手順等を明記しているものでございます。

しかしながら、物資の輸送ルートや運営体制、運営手順等の受援計画を補完する計画である物資配送マニュアル等につきましては、策定には至っておらず、現在着手中の状況でございます。

つきましては、今後、受入先の調整等をはじめとする取組を行うなど、訓練等におきましても、内閣府が運営する物資調達輸送調整システムでの物資調達依頼や受入れ等の図上訓練は行ってはございますが、実動での訓練はできていない状況でございますので、準備等が整いましたら、実動訓練におきましても行ってまいりたいというふうに考えてございます。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

そのような配送マニュアルというんですかね、ルートの確認でありますとか、これから着手するというご答弁でありました。

備蓄品といいますと、どうも平素からいかに備蓄していくかということ今議論がされがちなんですけれども、いざというときの物流も重要だということで今回問いただいた次第であります。これから着手するということですので、やはり、ここも注文というか、私からのまた質問なんですけれども、やはり、物流の場面においても、災害時には官民連携が非常に重要なものになってきます。

例えば、例えばですよ、広いエリアで展開している民間事業者さん、例えばスーパーとかは災害時にも独自の輸送ルートがあって、被災地内の自身の店舗に物資を送っているというような企業もたくさんあります。そのような企業と連携協定を結ぶこともまた物流対策の一つかなというふうにもなってきますし、今、次長のご答弁でもありました、そのような計画やマニュアルが策定できれば、実動のリアルな訓練を行っていくというところですが、ぜひとも、これはもう本当に、図上訓練も大事なんですけれども、実際のリアルに即した体を使う訓練も必要かなと思ってきておりますので、ぜひともこの協定と訓練ですね、これにも取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

本町では、災害時において物品の供給協力に関する協定や救援物資の保管等に関する協定を締結してございますが、物資供給や保管場所につきましては十分な確保には至っていないことから、不足している物資や保管場所等に対する協定の候補先の洗い出しを行っており、協議を現在進めていく予定でございます。つきましては、民間企業との物的支援に関する協定は重要事項であると認識しており、今後、協定締結に向けての取組を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ぜひとも、よろしくお願ひしたいというふうに思いまして、続きまして、避難所のほうですね、災害対策の2つ目、避難所運営について質問させていただきたいというふうに思います。避難所運営であります、その中でも特に学校についてお尋ねしたいと思います。

本町は指定の避難所が7か所ありまして、そのうち学校は、小学校2つ、中学校1つであります。東のこども園は、それらの7か所が満杯になったときに開設されるということですが、学校は非常にキャパも大きいですし、本町の海側、中間、山側というふうに分かれてあるわけでありまして、避難所といえば学校というようなイメージは大体の方が持つておられるかないうふうに思います。

そこで、学校の避難所についてであります、これはイメージしながらこの質問通告したんですけれども、大きな地震とか津波とか、まずはもう体育館を目指してと、学校を目指してと、町民が移動した場合、それらが夜間・休日の場合は校門はくぐれるんでしょうか。要は避難所として、体育館やあるいは校舎の開錠、鍵を開けるのは、目標は3時間以内ということで設定されておるかと思いますが、それまでに一時避難所としての運動場は機能するかどうか、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

一時的に小・中学校のグラウンドに避難をするためには、校門等の鍵を開錠する必要があるございます。本町では、指定避難所の避難所開設マニュアルを策定しており、職員が開錠

を行う予定となっております。指定避難所である小・中学校の開設をするためには、職員が鍵の開錠を行い、避難施設等の安全が確認された後に避難所を開設することになることから、グラウンドの開放までタイムラグが生じることとなります。このようなことから、地域住民の方々には、災害時の初動対応といたしましては、指定避難場所以外の一時避難場所などに一時的に避難して、安否確認等を行っていただき、その後、指定避難所の開設情報を基に指定避難所等に避難していただくことになろうかと想定しているものでございます。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

学校の施設が避難所となるのであれば、その一時避難場所として、この運動場は機能させるべきであると思うんですね。即座に、これは何も体育館や校舎に避難というのは、今ご答弁でもおっしゃったように、建物自体の安全確認、これも必要になってきますので、即座に建物の中に避難ということはもちろんできませんけれども、一時避難場所として、まずは近所の、近くの公園とか、何々広場にまずは行くというよりも、運動場のような広い場所があり、かつ体育館や校舎が指定避難所となっているような学校におきましては、夜間・休日にあっても校門が開いて、そして、運動場を一時避難場所として使えるようにすべきではないかなというふうに思います。

ある一定の震度何以上で、校門脇に設置されている鍵のボックスが自動的に開くというような装置もあるということですが、このような装置も、システムも含めて、運動場の一時避難場所として機能させるべきかどうか検討すべきではありませんでしょうか。お願いします。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

小・中学校へまず避難される方は大勢おられると考えられます。校門の鍵の開錠を行うには施設管理者との協議や調整が必須であり、現在においても、施設管理者と施設利用等につきまして様々な協議を行っているところでございます。つきましては、鍵の開錠の取決めも含め、災害初動時の混乱時期において、少しでもスムーズに地域住民の方々が避難できるよう調査研究を行い、実効性のある避難対策を講じてまいりたいと考えてございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

調査研究ということで、その中の一つに施設管理者と協議というようなことが入ってくるというご答弁でありましたが、まさにそこなんですね。この項目についての最後の質問、学校の避難所としての運営なんですけれども、防災部局として避難所と指定をしているわけではありますが、避難所の運営を円滑に行うべく、防災担当部局でありますとか、あと教育委員会さん、学校あるいは自主防災組織などですね。事前に具体的な運営方法を確認し合って、避難所の運営マニュアルなどを作成しておくべきであるかなというふうに思いますが、これらをしっかりとなされておりますでしょうか、お答えください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

災害時における避難所の施設管理者等を含む方々の協議というところでございますけれども、今、前川議員ご指摘の避難場所に係るマニュアル等につきましては、現在、策定はできておるといふものでございます。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

学校となれば関係部局や人が多岐にわたりますので、多岐に分かれれば連携ミスということも十分にあり得ますので、それがなきように平素からの情報共有でありますとか連絡調整はしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、体育館が、昨日質問でもありました、体育館の空調設備についても質問があったかと思えます。こちらについても一刻も早く整備をしていただくことをよろしくお願ひしたいなというふうに思いますが、最後になります。

議長（北村 孝議員）

4 回目になる。

9 番（前川 和也議員）

これでもう 3 回目ですね。

議長（北村 孝議員）

もう規定超えていますので、はい。

9番（前川 和也議員）

そうですね、結構です。ありがとうございます。

9番（前川 和也議員）

それでは、避難所については終わりました、次は地域のにぎわい創出に向けて、既存の公園や広場を有効活用していくべきではということについて、質問をさせていただきたいと思います。

施政方針には、公園の利活用について調査・研究を進めるとあります。

今月、これからなんですけれども、民間の事業者や団体さんが、新浜では音楽イベントと、そして河川敷では、河川敷のグラウンドの手前のタイルの部分ですね。ここでたくさん、いろんな飲食とか物販のブースを出展するようなイベントが民間の事業者さんや団体さんで開催される予定であります。民間の方でこのような催しが立て続けにということは、本当に本町にとってもありがたいことだなというふうに思っております。

以前、河川敷でありますとか、あと新浜のグラウンドですね、ここでは利活用における実証実験が行われました。少し厳しい言い方かもしれませんが、現状は実験をただけかなというふうに思っておるわけですが、今回、ありがたいことに再び実証実験のような機会に恵まれるわけであります。

そこで、担当課に求めたいのは、今後の利活用につなげるために、その判断材料を得るために、それらのイベントの実施団体とか企業の方と、イベントが終われば意見交換をお願いして、率直なリアルな感想を、これらについてお聞かせいただくような機会を設けていただけないかどうかと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

土木課所管の公園や広場の有効活用につきましては、以前の議会答弁の中で、各公園の規模、位置、使用状況等を調査し、年齢、性別、障害の有無にかかわらず誰もが利用でき、公園を使用しなかった人が行きたくなる憩える公園を目指してまいりたい、また、良好な地域社会の維持・形成を目的として組織された自治会や町内会が、公園の使用状況を遵守し適正に利用していただけるのであれば、地域交流会やミニイベントなどを自主的に開催するなど、公園を有効活用していただければ幸いですと答弁させていただきました。

その後、自治体からの補助金交付実績などのある地元の事業者から、本年3月に新浜緑地、大津川河川公園にてイベントを開催したいと申出がありました。双方の事業者に役場・行政は関与しない、協賛・後援などの名を連ねることもない、場所を貸すのみであり、交通整理から事後のごみ処理、苦情対応まで、全て事業者が主体的に積極的に対応するこ

とを条件に使用の許可をさせていただきました。

この2事業者が行う2つのイベントに関する施設を所管する土木課の考えは、実証実験と捉えております。事業者が、主体的・積極的にイベントに関する全ての責任を負い、使用後は使用前よりきれいになっているかを注視しております。

イベント開催後は、事業者と面談の場を設け、安全・安心で気持ちよく参加、利用できるイベントを開催するために、必要な設備、配慮すべき点など意見交換してまいりたいと考えております。まずはイベントが成功し、意見交換を踏まえ、次の段階へ進むことができれば幸いと考えております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

まさしく今、部長がおっしゃったように、再びこの実証実験と言われる機会に恵まれるわけですが、このイベントが、どちらのイベントも非常に盛り上がり、またそこから得られるものも多ければ、今後の利活用について新浜グラウンド、河川敷、そしてこの町民グラウンド、これらの有効活用についても、大小問わず民間イベントができるように道を開いていくべきではあるかなというふうに思いますが、調整を所管している教育さんにもちょっと見解をお尋ねしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

本町の公園や広場につきましては、町民の健康の増進と体力の向上を図るためと位置づけているところでございます。

現在、一定数のスポーツ大会などにつきましては、事前予約を受け付けております。

議員ご提案のような民間の方が公園を利活用し、イベントを開催するに当たり、他の利用者に先立ち事前に予約を受け付けることについては、他の利用者との公平性を確保しつつ共存が図れる方法がないか、他市町村の状況も含め、今後、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

共存です。はい、まさしく調査研究をしていただきたいなというふうに思います。これまでよりも一歩進んだ、踏み込んだご答弁であるかなというふうに思うんですけども、細かな話ですけどもね、使用する月の前の月に抽せんというのは、大きなイベント開催によっては初めの障壁になるんですよね。というのも期間が短すぎて準備が到底できませんから。本当に特例、今回の新浜の大きなイベントにつきましては、土木課さんも非常にご尽力いただいたということでお伺いしております。そのような特段のご尽力がなくても、普通にどんな、大小問わず様々な団体や事業者がイベントができるようにしていくことが必要かなというふうに思います。そうすれば、どんな団体が申請してくるか分からないというような懸念ももちろんあるかなと思います。そこの線引きは、まさしくどういう線引きをするのかというのは、まさしくこの実証実験でも一つ手法が得られるでしょうし、今後の調査研究をもって判断していってみてはどうかなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

では次に、公民の連携についてであります。数ある連携の中でも、大学との連携を取り上げたいというふうに思います。

6年度とそして新年度、7年度の施政方針には、羽衣国際大学と忠岡町の魅力を発信していきますとありますが、6年度は、これは達成されましたでしょうか。羽衣国際大学との連携は有効に機能しているかどうか、お答えください。

町長公室（立花 武彦室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦室長）

羽衣国際大学とは、令和4年度に包括連携協定を締結いたしました。以降、役場でのインターン生の受入れは継続して実施しているものの、協定を締結した各分野における連携は、現在に至るまで実施できていないところでございます。

公民連携については、現在、本町から大阪府の財務部行政経営課に研修生を1名派遣しており、本年4月に本町へ復帰する予定となっております。大阪府で培った公民連携のノウハウなどを生かし、今後、町として公民連携事業を展開してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

締結はしたものの、いまいちということでした。大学は、羽衣さんのほかに和

歌山大学とも結んでおりますが、こちらも結んだものの生かされていないというふうにも思うわけであります。非常にもったいないことかなというふうに思います。

大学や民間企業との連携は、互いにウィンウィンであることが大前提でありまして、例えば相手が大学でありますと、大学の持つ知的財産とか人材の活用、学生さんの力の活用とかですね。例えばですが、羽衣さんでしたら栄養学科ということで私はびんとくるんですけれども、最近は放送メディア学科というものもあるそうです。役場としても、公の部分で大学に提供できる部分はたくさんあるでしょうし、教育や福祉の場で、それこそですよ、実証実験の場を提供することも、また考えられるわけであります。羽衣さんにしても和歌山大学さんにしても、こちらから提供はもう既にされておりますので、その先の話を持ちかける必要があるかなと思いますが、いかがでしょうか。

また、7年度の施政方針について記載のあります魅力の発信について、もう少し掘り下げて詳しくお答えいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦室長）

議員仰せのとおり、公民連携については、社会課題・地域課題を共に知恵を出し合いながら解決していくことで、企業側は企業価値を高めることができ、行政は住民サービスを向上することができるというもので、双方がウィンウィンとなるものと考えております。

今後につきましては、そもそも包括連携協定を締結した各分野において、大学そのものだけではなく、在籍する学生にも参画していただけるような取組につきましても、大学と連携しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

公民連携は、もう今やこの地方行政の主流であるかなというふうに考えております。公でできることには限界があります。民間の活力、民間との協働で地域課題を解決へと導くためにも、積極的な公民連携をすべきであります。先ほどの公室長のご答弁でも、大阪府の公民連携部門に出向されていた職員さんが戻ってくるということでありました。大阪府での経験を生かして、また本町においてもご活躍をいただきたいというところではありますが、今後さらに公民連携を実施していく環境整備として、公民連携デスクを置いている自治体、これは数多くあるわけでありますが、本町では、この職員さんのマンパワーから

してデスクという形は難しいかもしれません。デスクはまた今後の検討にはしていただきたいなというふうに思いますが、まずはその手前、ガイドラインですよね。公民連携のガイドラインについての策定なんですけれども、この本町には、このガイドラインはないように思います。公民連携の積極的な自治体は、これは必ず策定しているんですけれども、これがないことが、結んだものの協定を、公民連携を有効活用できていないことにもつながっているというふうに思うんですね。

質問としましては、このデスクの設置とガイドラインの策定について求めたいと思いますが、いかがでございましょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

公民連携につきましては、今年度も協定締結までに至っておりませんが、健幸まつりに、以前、雪印メグミルク株式会社様に骨の健康度チェックなどのブースを出展していただいた経緯がございます。

次年度以降も大阪府の公民連携のノウハウを生かし、積極的に推進してまいります。デスクの設置につきましては、人員不足により難しいと考えておりますが、公民連携ガイドラインについては、今後も他市町村の事例を研究してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

連携は対外と行うことですので、対外に向けてのこの指針がなければ、積極的な締結や活用も相手さんにとってもつかみどころがなく困るかと思っておりますので、まずは、これは本町でも公民連携におけるガイドラインを策定して、どのような連携を求めるかと、どのような連携を行ってどのようなことをやっていきたいのかという姿勢を示して、その上で積極的な締結と活用について取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問です。人口減少についてであります。子育て世帯の転入、定住促進策ということですが、ちょっと早口になります。これ実は、1年前にも同じ質問をしておるんですけれども、人口減少が非常に加速化してきておまして、本町でも危機感を覚えているというところで、この移住や定住を目指したPRイベントに本町はこの1年間参加したかどうか。もう1点、移住や定住策の、その振興策が一目で分かるようなPRサイトを構築しているかどうかということを知りたいんですけれども、昨日、三宅議員からのご答弁で公室長が、まだ現在そういうようなサイトを構築中やということで

すので、その点は分かりましたので、PRイベントについて、そのようなものに積極的に参加してきたかどうかということをお答えいただけたらと思います。

町長公室（立花 武彦室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦室長）

定住イベントへの参加につきましては、他業務との兼ね合いがございますが、タイミングが合えば参加の検討をしてみたいと考えております。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

そうですね、昨年、1年前に質問したときにも、そのようなPRイベントは参加していないというような答弁でした。今回改めて質問させていただいても、この1年間またということでもありますので、そのような機会があれば積極的に捉えて、本町のPRに努めていただきたいと思いますということをお願いいたしまして、今回の私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党、河野です。町長の施政方針を受けて、一般質問をさせていただきます。

まず最初です。産廃焼却施設誘致計画についてであります。

これまで産廃誘致計画については、住民合意のないまま、行政の責任である住民説明会もしない。これまでの忠岡町の姿勢が住民自治をないがしろにしている大問題だということで、数多い質問もしてまいりました。多くの住民は知らない、知らされていないという

状況でありながら、施政方針では、引き続き事業者と連携し、着実に事業を推進していくというふうに言われております。

そこで、広報ただおかの1月号に載せられましたエコレポについて質問をいたします。

この中でイメージ図が載せられています。家庭から出たごみを委託処理、産業廃棄物の搬入受入れ。説明には、民間事業者は忠岡町の家庭から出たごみ以外に町内外の事業者から出た産業廃棄物を併せて処理すると説明しています。しかし、ここに載せられていないのは、焼却量です。今の一般家庭ごみ以外に、大半が、約10倍の産廃ごみを焼却ということが載せられていません。巨大な産廃焼却炉が建設される。そして、それだけのごみが焼かれるということですが、なぜ載せていないのかについてご質問いたします。担当課より、よろしくをお願いします。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

広報ただおか1月号より連載しておりますエコレポにつきましては、公民連携によるごみ処理事業だけでなく、一般廃棄物処理基本計画に基づいた本町における一般廃棄物の処理、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの推進による環境負荷を軽減するための取組、地球温暖化やSDGsなど、ごみ処理全般に関することや環境保全に関することについて情報発信を行うため、掲載を開始したものでございます。

第1回である1月号におきましては、ごみ処理の分野から、現在進めている公民連携事業に関し、その事業概要や費用面、環境面について分かりやすくお伝えすることを念頭に紙面を作成させていただきました。

ご指摘の焼却炉につきましては、これまでの住民説明会や町議会へのご説明においてもお伝えしてきた内容であり、意図的に知らせないといった認識はございません。

公民連携事業に関しましては、今後も事業の進捗に合わせ適切に情報発信をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

分かりやすくということですが、担当課の都合のいい、そういったエコレポではあってはいけないというふうに思います。今まで忠岡町が、産廃焼却施設の計画、これを住民に知らせてこなかったことで、多くの住民は、産廃ごみは町内だけのものしか焼かないと思っている人や、どこに建設されるかも知らない。ましてや、今の10倍もの焼却炉が建設されることすら知らない。それは、忠岡町がきちんと住民説明会、住民との話し合い

の協議の場を持たなかったからであります。近畿一円だけでなく、恐らく全国から集めた産廃ごみを焼却するということになるでしょう。220トン炉の焼却炉が建設される。これを知っただけでも不安になる住民がいます。

そこで、忠岡町は、巨大な産廃焼却炉が建設されることを知ってほしくないという町の姿勢が表れているのではないのでしょうか。焼却炉が10倍になることを意図的に、作為的にわざと載せなかったのではないですか。もう一度ご答弁お願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどの答弁と同じになりますが、これまでの住民説明会や町議会へのご説明においてお伝えしてきた内容であり、意図的に知らせないといった認識はございません。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

これまでも指摘をさせていただいたところですが、1回だけ各集会所を回っただけで、もう住民は理解しているだろうと自体が住民軽視ではないかと。行政としての説明責任は果たしていないということでもあります。

産廃計画の詳細というのは、議会の中でも、私たちでも分からないことだらけであります。ただ、はっきりと分かっているのは、220トンの焼却炉が忠岡町に建設されるということです。なぜ、それを載せないのか。住民は、そんな大量な産廃ごみを焼却することの不安、また、このことによって大型トラックもたくさん通るだろう、どの道を通るんだろうという心配の声もあるんです。これまでの議会でも明らかにされていないことがたくさんある中で、はっきり分かっているのは、220トン炉が建設されるという計画になっているということです。それが抜け落ちている。巨大な産廃焼却炉が建設されることを住民に知らせたくないという忠岡町の姿勢がはっきり示されているのではないかというふうに思います。220トンの大きな炉ができることを説明するため、きちんとエコレポで知らせるというなら載せてください。答弁をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

河野議員、これで3回目になりますので、よろしく申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

広報紙面に掲載しておりますエコレポにつきましては、公民連携によるごみ処理事業に特化したものではなく、ごみ処理全般に関することや環境保全に関することについて情報発信を行うため、掲載を開始したものでございます。

第1回である1月号において、公民連携によるごみ処理事業を取り扱わせていただいたのも、本事業について知っていただくためでございます。事業概要や費用面、環境面について分かりやすくお伝えすることを念頭に紙面を作成させていただいておりますが、当然ながら紙面には限りがありますので、全ての情報を掲載することがかなわないことのご理解をお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

3回目ですから問うことはできませんけれども、特化するものではないということですが、今一番お知らせせなあかんのは産廃焼却炉の誘致計画しているということだというふうに思います。220トンの焼却炉が建設されるということだけがはっきり分かっているんですから、紙面の限りがあるという理由で載せられないというのは理由にならないというふうに思います。知らせたくないという意図があるからというふうに思われても仕方ありません。早い時期にきっちりと載せてください。そのことを指摘して、次の質問に移りたいというふうに思います。

2点目は、焼却時に発電したエネルギー、この地域利用について事業者からの企画提案書で、ごみを燃やして回収した熱エネルギーにより発電した電力は焼却施設で使って、余剰電力、つまり余った電力で地産地消に取り組むと書かれております。この提案書によると、余った電力は電力会社に売電し、その後、本町の公共施設等の電力等は、本町が電力会社からまた買うということが提案されています。ということは、今までどおり何の変わりもない、電力を買うということですね。

しかし、このエコレポでは、焼却時に発電したエネルギーの地域利用というふうに書かれています。この表現では、住民に誤解を招くようなことになりかねないのではないのでしょうか。いかがですか、ご答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

焼却時に発電したエネルギーの地域利用につきましては、公募型プロポーザルにおいて、公共施設等へ地域電力として有効利用するなど、地域で生み出した電気を地域で消費する電力の地産地消に関する内容の事業者提案がございました。また、提案書には、新施設で発電した電力は、現在の制度では、全てがCO<sub>2</sub>排出係数ゼロの電気として取り扱われ、そのうちバイオマス由来の電力は再生可能エネルギーとして取り扱われると記載されています。

本町にとりまして、CO<sub>2</sub>排出係数ゼロの電気を使用することは、地球温暖化対策として重要な取組であると考えているところでございます。

新施設の稼働開始までには、国による電気事業制度の見直し等も想定されるころではありますが、エネルギーの地域利用については、今後事業者とも連携の上、検討を進めてまいります。

なお、広報紙面につきましては、ご指摘のような記載をした認識はございませんので、ご理解をお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

非常に認識にずれがあるということは言わせていただきます。やっぱり、住民目線になってないということでもあります。住民は、このエコレポを見て、地域利用ということで、電気が家庭にも供給されて安く利用できるのかというふう感じた方もいらっしゃいます。このような誤解を招きかねない表現は適切ではないと考えます。なぜ、地産地消、まるで電気が安く買えるような、そういう書き方は大変私は駄目だというふうに思います。工夫というふうにおっしゃいましたが、やはり住民と担当課の考えのずれというものが感じられます。きっちりと、これはね、やはり事実を載せてほしいというふうに思います。

こんな誤解を招く表現は適切ではない、先ほどからも何度も言っていますが、誤解を招くような書き方をしないことということについて、いかがでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

紙面の文字をどのように捉えられるかは、読まれた方次第だとは思いますが、エネルギー

一の地域利用という表現は特段誤解を与えるような表現ではないと考えるところでございます。とはいえ、紙面の作成に当たりましては、今後も引き続き理解しやすい内容となるよう、工夫をしてみたいと思います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

工夫でなく、きちりと、説明したいというなら、きちりとしたエコレポで書いてください。要望しておきます。

次に、3番の質問です。有害な廃棄物が持ち込まれないように厳しい受入れ基準を制定するというふうにありますけれども、結局は条件をつけて受け入れることになるのではないですか。なるんですね、ならないですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ご質問の中で有害な廃棄物とございましたが、昨今では、家庭から排出されたごみの中に充電式電池が含まれており、火災が発生したという事例が相次いでおります。基本的には、排出ルールに従ってきちんと分別されている方が大多数かと思われませんが、中には排出ルールを守らず、こうした危険な事例が発生する場面も見受けられます。一方、産業廃棄物におきましては、産業廃棄物管理票制度、いわゆるマニフェスト制度が義務づけられており、一般廃棄物のように何が含まれているか不明確といった廃棄物はないものと思われれます。

ご質問の受入れ廃棄物の審査、認定の仕組み等については、こうした既存の産業廃棄物に関するルールも考慮し、今後、事業者における施設の設計と並行して検討を進めてまいります。一定考え方がまとまった段階において、ご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

受入れの廃棄物については、施設の設計と並行して検討を進めるというようなお答えで

ありました。施設の設計は着々と計画を進めておられるのでしょうか。私たちはまだいろいろ聞いておりませんのでね。まだ具体的なこのごみの種類、それも検討中ということはお聞きしております。有害な廃棄物を入れてはいけないというのは当たり前のことであり、厳しい受入れ基準で本当にチェックできるのかというところは大変疑問であります。

今のお答えではマニフェスト、マニフェストというのは、これは義務づけられておりますけど、いわゆる平たく言うと紙の伝票ですね。その後は目視ということ、目視で見るといことも聞いております。目視で有害な物質が含まれているのか。例えば産廃ごみの中に付着している液体とか粉末とか、そういったものが目視で分かるのか。何が含まれているか不明確なものは入れないというふうにおっしゃいましたけど、本当にそれができるのかということでもあります。

企画提案書に産廃の13品目が記載されておりますが、災害ごみや漂着ごみ、これも受け入れると。また、大きな破碎機を導入することで、古タイヤも破碎できるというふうに書いています。これは燃やすということではないのでしょうか。いろんな廃棄物を燃やすことによって、今の国基準が守られていても、新しい化学物質が発生しないとは限りません。環境を悪化させる危険性がある、このような産廃焼却施設はやめるべきだというふうに思います。

廃棄物の種類は最初に決めておかないといけないものなのに、まだ私たちの説明にも決まってないということで、決まってない、分からない、そういったことばかりであります。この計画は中止すべきではありませんか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

環境省のホームページによりますと、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものであると示されております。

環境基準にない新たな有害物質が判明した場合は、法改正など国による適切な対応が行われるものと考えており、本事業については、その内容に沿って進めていくものと考えております。よろしく願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今のお答え、環境基準にない新たな物質が出たらということですけど、出たら、もう遅いんですよ。ね。ですから、やっぱり、産廃焼却炉の誘致計画、これはやめるべきだというふうに思います。認めることはできないということをお願いしまして、次の質問に移ります。

次は、学校給食の無償化についてであります。

文部科学省の調査で、小中学校で完全に給食を無償にした自治体は全国で547に上ったということが示されており、学校給食の無償化が求められていることは明らかであります。

一方で、多くは国からの地方創生臨時交付金などを活用しているため、無償にしても時限的、2年度以降は実施しないという自治体もあり、本町もそのような時限的に実施しているところでもあります。

そこで、大阪府下で見ると、小・中学校の学校給食の無償化を実施している自治体は、19自治体にも上っています。本町でも、子どもたちが費用の心配なく安全で栄養価の高いおいしい学校給食が食べられるよう、また、保護者の負担を軽減するためにも小・中学校の給食無償化を実施されることを検討すると、そういったお考えはないでしょうか。教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

給食費無償化を実施する場合には、年間7,600万円程度が町の単独支出が必要であると見込まれており、本町の財政状況を鑑みると、町単独での無償化は難しいと考えています。

引き続き、給食費の無償化につきましては、補助金の創設等の早期実現を国に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

町長の施政方針には、残念ながら、学校給食の無償化は述べられておりません。

類似団体の岬町では、令和6年度から小学校で無償化を恒久的に実施をしておられて、新年度、この4月から中学校も実施の予定であると、予算が通ればそうするということがあります。財源はゆめ・みらい基金、これは本町でいいますと、ふるさと納税ですが、それを一般会計に繰り入れてこの財源をつくるということでありました。令和7年度積立金

の見込みは、岬町では3億7,000万円ほどで、本町のふるさと納税よりも下回っているということであります。本町でもできるはずではありませんか。これは、やはり町の姿勢だというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議員ご指摘のふるさと納税の活用ということでございますけれども、まず、今年の2月17日の国会のほうで石破首相のほうが、衆議院予算委員会で学校給食の無償化については2026年度以降の早い時期に制度化を目指すということでご答弁されておる状況でございます。本町といたしましては、町単独経費を使ってするよりも、まず国に対して要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

2026年度以降、できるだけ早期に制度化を目指したいということは政府は言っておりますけれども、国の動向を待って実施するというのではなくて、やはり、町が頑張っただけですということが今求められているというふうに思います。

ふるさと納税を使わなくても、忠岡町には財政調整基金がたまってきております。令和6年度の見込みで18億5,000万ぐらい積み立てております。実施できるのに、なぜしようとならないのか、財源はあります。

町長の施政方針の中で、非課税世帯に習い事、4歳から中学3年生までの児童1人当たり月額5,000円補助するということが今言われております。しかし、これはこれで批判するものではないんですけど、やはり、今求められているのは、全児童の給食費無償化ではないですか。早期の検討をされるべきだと思います。いかがでしょうか、もう一度答弁をお願いいたします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

町の財政、貴重な財源でございます。何に使うか、何に重点を当てていくかというのは非常に重要なことかというふうに認識いたしておるところでございます。まず、国がすべ

きこと、国にやっていただけることというのはまず国にお任せしたいと。本町が単独でやらなければいけないこと、そういったものというのは、本町が先んじてやっていかなければならないというふうに考えております。先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、国が、現在、早期実現ということでございますので、まずは国の動向を見定めた上で、本町としては国に対して早期実現を要望してまいるというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

貴重な財源ということでありましたけれども、やはり、その貴重な財源を子どもたちにも使ってください。国に求める、それも併せてお願いしたいというふうに思うんですけれども、先ほど大阪府下の実施の自治体の数も言いました。ね。これだけ皆さん頑張ってるんですから、忠岡町にできないはずはありません。ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。

次に、介護保険についてお聞きいたします。

介護保険料が非常に高いということであります。本町では、この介護保険が今は9期でありますけれども、8期のときは非常に高かったということをおも覚えていますけれども、このパンフレットですね、基準額、今度のこの9期から14段階と細かく分かれているわけですが、保険料を決める基準額、それは、やはり、本人が町民税が非課税であっても世帯の誰かが課税であったら、もうこの基準額になるわけです。月にすると6,396円、非常に高い保険料です。

そこで、やはりこの介護保険、この保険料を引き下げるということは、これは何遍も言わせていただいているんですけれどもね、保険料が高いということでもありますので。本人が非課税であっても、これだけ六千幾ら月に払わないといけないということですので、やはり、保険料を引き下げるべきではないかということをおも、まずお答え願いたいと思います。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員ご指摘の保険料を引き下げよというところでございますが、基本的に介護保険の保険料というものは公費負担という部分がもう決まっておりますので、その辺りは法に従って、我々としては決定しておりますので、これ以上の引下げという部分に関しましては、現在のところは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

介護保険、今9期、これは去年から今度は3年間これが続くわけなんですけど、料金の制定のときに準備基金、そのときに忠岡町は準備金7,300万円を入れて、3年間の保険料基準額499円引き下げられました。ですので、残り財政調整基金から同じく7,300万円を取り崩したら、この9期の3年間の保険料はさらに500円安くなるということで、合計1,000円安くなると、そういう計算になります。

ここで、お聞きしますけど、一般会計から介護保険のほうに繰り入れる、そのことによってペナルティ、または法定外の繰入れは駄目だというようなことはないというふうに思いますけど、確認です。いかがですか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

そういうような明確な規定のほうはございません。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

ないということです。ですから、やはり、これは一般会計から繰り入れて、保険料を引き下げるということに徹していただきたいというふうに思うんです。非常にやっぱり年金暮らしの人にとっては、この介護保険料はかなりの負担になると思います。そして、国保と違って、介護保険というのは、もちろん使われている方にはありがたい制度でありますけれども、使っていない方に関しましては、もう本当に何か払うだけ払って使えない保険だというお声も聞きますので、やはり、保険料を引き下げていくと。これは、やっぱり住民の生活を見ると、せざるを得ないというふうに思うんですが、いかがですか。一般会計から繰り入れて引下げをする、このことについてもう一度ご答弁願います。

議長（北村 孝議員）

これで3回目になりますので、よろしく願いをいたします。

6番（河野 隆子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

一般会計からは、先ほども申し上げましたが、法に基づいて介護保険事業に係る費用の12.5%相当分として繰入れをいただいております。法定分以上の繰入れにつきまして、介護保険特別会計としまして要求する考えはございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

非常に冷たい答弁だというふうに思います。国、そして府、忠岡町もですけど、やっぱり負担率を上げると、使ったら保険料に反映するというのではなく、負担率を上げるということで、ぜひ国にも要望していただきたいというふうに思います。

次に、忠岡町の介護認定に関しましての質問であります。

忠岡町は、要介護認定が低く出るというお声を多く聞きます。ここで、質問なんですけど、2000年から介護保険制度が始まりました。介護保険というのは、必要な人が必要なサービスを受けられるという、そういった制度ですね。答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

必要な人というものが介護認定を受けた人ということであれば、議員お示しのとおりでございますが、そもそもの介護保険制度の目的と理念としましては、高齢者が自立した日常生活を送ることができるように介護サービスを提供することが目的であり、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をすることを超えて、高齢者の自立を支援することを理念としております。ですので、できるだけ要介護状態にならないような取組であったり、既に要介護状態である場合でも、その状態を悪化させないような取組を進めているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今のお答えで、自立ということもおっしゃってました。しかし、やっぱり、介護保険というこの制度の趣旨は、必要な人は必要なサービスを受けられると、そういったことをうたって始まった制度ですから、それはこういう趣旨なんです。ちょっとそこはね、担当課のほうはきっちりと考えていっていただきたいと思います。

この質問を出したというのは、非常に、やはり、介護を受けたいのに困っていると。それは別にあれですよ、自分でできるのに受けたいということではなくて、本当に困ってる人の声があるから、この質問をするわけであります。

例えば、一人暮らしで目も悪いというところで、お風呂も入るのが非常に、一回お風呂に入って出れなくなったので、お風呂も入ってないと。もう2か月以上は入ってないと。そういった方がいらっしゃいます。だけど、要介護認定を受けても、要支援1しか出ない。ということで、週に2回のヘルパーさん45分、買物に行くだけなんです。ですから、冷蔵庫の中は空っぽです。1週間に2回しか行けませんから、もう食べるものも梅干しとご飯という状態であります。しかし、そんな方でも要支援1しか出ない。そこで、やっぱり、見ているヘルパーさんにとっては、これはやっぱりサービスが足りないということで、区分変更、これをかけた。区分変更をかけても、やっぱり要支援しか出ないと。ですから、やはり、必要な人が必要なサービスが受けられてないということなんです。この実態をどう思われますか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

要介護認定の介護度の決定につきましては、国の判定基準に基づき実施しておりまして、忠岡町独自の判定基準ではなく、それを基に審査会のほうで最終的に認定していただいております。

また、先ほども申し上げましたが、介護保険の給付は自立した生活に向けた支援であり、日常生活の全ての世話をするものではなく、現在ある能力を生かし、できることを可能な限り自分で行うことで要介護状態の悪化を防ぎ、軽減を目指すという目的もございます。必要以上の給付を行うことは、議員お示しの介護保険料の高騰にもつながりますので、引き続き国の指針等に基づき適正に運営してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

必要以上のサービスはしないということですが、必要なサービスも受けれてないんですよ。やはり、区分変更というのは、ケアマネさんとかが、やっぱりこのサービス、支援では足りないということで区分変更をしているんですから、そこはきっちりと見ていただきたいというふうに思います。

適正というのは、本町は非常に府の指導に準じているとか、真面目に、それは真面目にやってもらわないといけないんですよ、しかし、適正という言葉が必要な方にどういった影響を与えるのかというところであります。

それから、今おっしゃいました、必要以上のサービスをすると料金に反映されてしまうと、料金が上がるというようなご答弁でありましたけれども、それはさきの質問で言いました。やはり、この料金に反映させるのではなくて、負担割合を上げると。国、府、町の負担割合を上げることが大切ですし、やっぱり一般会計からの繰入れを行うということで料金にも反映されないということでもありますので、ぜひ、必要な方のサービスについてはちゃんとした認定をして、困らないようにしていただきたいというふうに思います。

これで、3回目ですね。もう一度、最後、答弁をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

先ほどと同じ答弁になりますが、介護度の決定につきましては、国の基準に基づいて実施しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

ぜひ、困っている人を助けるためにもお願いしたいというふうに思います。

次に、火災報知機の設置についてお尋ねいたします。

2011年に設置義務化されて、本町では住宅用火災報知機整備事業として、障害者や65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯に支給、取付もされたということですが、もう10年以上たっていますので、期限切れになっております。取替えを本町でも検討していただきたいという質問です。担当部長より、ご答弁お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのとおり、本町では、平成21年度、22年度において、火災報知機の早期設置に向けた普及啓発活動を展開するため、地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用し、一人暮らし高齢者並びに重度障害者などを対象に設置をいたしました。その際、設置以降の対応については、警報器の維持管理に要する経費及び転居等により警報器を取り外す必要が生じた場合は当該世帯が負担することや、設置した警報器により発生した事故などについては本町では責任を取れない旨の同意を得て、設置しているところでございます。つきましては、議員仰せの電池交換並びに取替えなどについては、各家庭において行っていただくものというふうに理解しておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

そもそも、これをしていただいたのは交付金も使われたということでもありますけれども、対象者は障害者であり、65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯ということでありましたので、電池交換、取替え、そういった方は無理だということでもあります。私も数か月前に一人暮らしの高齢者の方から連絡があって、火災報知機がピコピコと電気がつくので怖いというところで連絡がありました。電池切れだということ、もう本体自体が10年以上たっておりますので古いということ、電池交換よりも新しいものを買ったらということでありましたけど、取りあえず外してほしい、怖いからということ、取り外しました。

このようなケースが、恐らく町内でも多数あるのではないかというふうに思うんですね。ですから、やはり、これは交付金がなくても検討していただきたいと思います。担当部長より、ご答弁お願いいたします、もう一度。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

繰り返しの答弁となりますが、設置以降の対応については、当該世帯が負担するという旨の同意を得て設置しておりますので、再度の設置についてはできかねますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

そこで、今日は消防長もおられますのでちょっとお聞きしたいというふうに思うんですが、住宅用火災報知機の重要性、効果というものについてご答弁をお願いしたいというふうに思います。

消防本部（下川 浩幸消防次長兼予防課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

下川消防次長。

消防本部（下川 浩幸消防次長兼予防課長）

住宅用火災警報器の重要性と効果というところでお答えさせていただきます。

住宅用火災警報器は、2004年に消防法が改正され、全ての住宅において設置が義務づけられました。新築住宅から既存住宅へ順次、義務化が進み、2011年6月には全国全ての住宅が設置対象となりました。

住宅用火災警報器の重要性としては、火災による死者数の多くは逃げ遅れが原因であり、特に夜間就寝中や高齢者の逃げ遅れが多く含まれていましたが、住宅用火災警報器の設置により、火災を初期段階に発見し、避難する時間をつくることができ、火災から命を守ることが期待できます。

総務省消防庁による設置効果の分析では、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ死者数と損害額は半減し、焼損面積は約6割減少した結果となっております。住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少いたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今の下川消防次長のお答えで、よく分かりました。リスクが大幅に減るということであり、交付金がなくても、やはり、住民の命・財産を守るといのは本町の責務でありますから、ぜひ、この住宅用火災報知機の設置ですね、これは検討していただきたいというふうに思います。

もう時間がないので、すみません。答弁だけお願いしたいと思います。

公園の遊具ね、非常に老朽化して危ないというところで、取り外しまたは修理をしているということはお聞きしています。

1つの公園を申しますと、私の近くの住んでるロケット公園、高月北の向井田公園、ここも大型の滑り台があったんですが、撤去されました。その後、全く広場のままというこ

とで、遊ぶ子どもたちもかなり減ってきているというふうに感じております。ですから、やはり撤去した後、子どもたちの遊具の設置ということをお願いします。答弁だけお願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

時間がございませんので、答弁を簡潔にお願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

公園遊具全般について、ご答弁させていただきます。

令和5年度に点検、調査、令和6年度に危険度の高い遊具を撤去しております。不具合を指摘されたり、残りの遊具につきましては、令和7年度に撤去または補修、改修を実施してまいりました。

遊具の設置に関しましては、以前に行った答弁と同じになりますが、人口減少社会や成熟社会の到来による人々のライフスタイルの変化、度重なる自然災害の発生などによる防災への関心の高まりなどにより、公園に求められる機能も多様化してきていると感じております。これらのことを踏まえ、本町の都市公園などを見た場合、特に児童遊園は狭隘なものが多く、またその役目を終えているものもあり、用途転換を考える時期にあると考えております。

また、新たに遊具を設置する場合は、体に障害がある子、ない子も一緒になって遊ぶことができる遊具として、相手を受け入れ思いやる心を育んだり、子どもたちの挑戦心を育んだり、それぞれに合ったペースで成長することを支援できるものを整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時より再開をいたします。休憩でございます。

（「午前11時32分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

4 番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、岩手県での山林火災で被災された方にお見舞いを申し上げます。これからも空気の乾燥や風などの日が続くようで、鎮火に向けては予断を許さない状況とお聞きしています。本日、一部は解除されたようですが、1, 481世帯の方はまだのようです。一日も早く鎮火し、避難されている方が安心して自宅に戻れるよう、また、今までの生活に戻れるよう願っております。

それでは、令和7年度施政方針より質問させていただきます。

まず、災害に強いまちづくりについて。

災害に強いまちづくりを推進してまいりますとの項目では、我が国では、昨年も能登半島地震をはじめ風水害など、予想を超える災害が発生しております。また、南海トラフ巨大地震の今後30年の発生確率が80%に引き上げられるなど、災害発生への懸念がより大きくなっています。

町では、今年度、地域防災計画の改定も予定されている中、引き続き防災・減災対策を最重要施策と位置づけ、住民の生命・財産を守るため、日頃からの訓練とともに、必要な備えなどについて積極的に対策を講じてまいりますと言われておりますが、具体的にはどのような対策をお考えでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

災害対策基本法には、国、都道府県をはじめ市町村の責務といたしまして、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域に係る防災に関する計画の作成や、物資、資材の供給要請、備蓄物資等の供給に関する相互協定などをはじめ、避難所における生活環境の整備等も規定されているものでございます。

本町といたしましては、これらの基本理念にのっとり、本町の実情に応じた災害協定の締結をはじめ、地域防災計画はもとより、大規模災害時に優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画のさらなる実効性の高いものにするための改定を行う予定で、さらに、被災した自治体のみで災害対応を全て行うことは困難であることから、他の自治体などから応援を受け入れるための体制を整備した受援計画に基づく訓練を実施いたします。

また、避難生活において、特に要配慮者の方のための備蓄食料につきましては、栄養が偏らないような備蓄に努めるとともに、資機材等の備えといたしましても、本議会におきまして補正予算を計上させていただいてございますが、国の新しい地方経済生活環境創生交付金を活用し、忠岡町避難所環境改善整備事業といたしまして、より充実した備蓄備品を整備する取組を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。災害はいつ起こるか分からないことですが、日頃の備えが本当に大切だと思います。これまでも要望してきた避難所の環境改善や備蓄備品の整備も併せて、住民さんが安心できるまちづくりをよろしくお願いたします。

続いて、子育て支援や教育環境について質問をさせていただきます。

子育て支援や教育環境の充実を進めてまいりますの中では、今年度、第2子、0歳から2歳児の保育料を無償化することで、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て環境のさらなる充実を図ってまいりますと言われております。物価高騰もあり、経済的に厳しいときなので、子育て世代の方にとってありがたくともいい施策と思います。

そこで、お聞きいたしますが、施政方針の中では、今年度と言われておりますが、今年度だけなのでしょうか。それとも、今後も毎年継続していつてくれる事業なのかということと、所得に関係なく全世帯が無償化の対象になるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本町といたしましても、全国的にめずらしい取組としまして、平成30年度から町独自の子育て支援施策としまして、町内の就学前施設に在園している3歳から5歳までの子ども

もたちの給食費の無償化を実施しているところでございます。これは午前中の一般質問でもございましたが、学校給食無償化の議論よりも以前から、就学前の子どもの給食費の無償化に取り組んでおり、毎年多額の財政負担が発生している状況でございます。

そのような状況下でも、今回新たに子育て支援施策のさらなる充実を目指し、議員お示しの第2子、0歳から2歳の保育料の無償化を実施する予定としております。就学前施設の給食費の無償化と同様、今年度以降、継続して実施してまいります予定でございますので、よろしく願いいたします。

また、対象者の範囲としましては、同一世帯に2人以上の就学前乳幼児がいる全世帯を対象としております。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。それは、また町内町外関係なしに、保育施設に通っている忠岡町の第2子、0歳から2歳児の保育料の無償化ということによろしいでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今回の第2子、0歳から2歳の保育料の無償化につきましては、町内町外の施設を問わず、実施してまいります予定でございますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。物価高騰が続き、経済的に大変な中、子育て世帯に本当にうれしい施策だと思います。よろしく願いいたします。

続いて、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりについて質問させていただきます。

誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを推進しますでは、子どもから高齢者まで皆がいきいきと暮らすためには、健康が何よりも大事であります。広く住民皆様に対して、健康増進や介護予防の啓発にも努めるなど、健康意識を高める取組を一層進めてまいりますと言われております。具体的にはどのように進めていかれますでしょうか。

まずは健康づくり課における健康事業の取組についてお答えをお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

まず、産前から産後にかけてのサポートにつきまして、妊娠前のサポートといたしまして、妊娠を希望する女性とその配偶者及び同居者、妊婦の配偶者及び同居者を対象として、出生時の先天性風疹症候群の発症の防止を図ることを目的とした予防接種費用の一部を助成する事業を行い、また流産や死産を繰り返す不育症治療費の助成事業を行っております。

妊娠期については、母子手帳の交付時に妊婦健診審査費用助成、マタニティ歯科検診のクーポン券の交付や出産応援ギフトを支給するとともに、伴走型相談支援として面談、家庭を訪問するなどして出産に向けてのサポートを行っております。

この時期の教室といたしまして、妊娠中の体のことや出産・育児のことを知るためのマタニティクラブを実施し、妊婦さん同士の情報交換の場としても機能しております。

産後のサポートといたしましては、産婦健康診査、新生児聴覚検査費用助成、子育て応援ギフトの支給と並行して新生児訪問、すこやか訪問をはじめとして各種事業を行っております。

事業の概要といたしましては、離乳食教室としてのもぐもぐキッチン、ベビーマッサージ教室としてのベビマクラブぴよぴよ・すくすくを実施、また、毎月第4金曜日には、赤ちゃんの身長体重測定日としての保健センターを開放し、保健師等が常駐して身長・体重をはかり、保護者と一緒に子どもの成長を見守るとともに、遊びスペースにて子どもと遊びながら、保健師等が保護者からの悩み事を聞いたり、また、保護者同士のコミュニティづくりのための場として利用していただくなど、健康づくり課として、気軽に相談でき、気軽にお越しいただける保健センターであることに日頃より努めております。

そのほかにも産後ケア事業として、宿泊型・通所型・訪問型の支援を行い、お母さんの負担と不安の軽減を図っております。

産後・幼児期といたしましては、生後1か月健診及び生後9から11か月の赤ちゃんを対象として乳児一般健康診査、1歳7・8か月の健康診査、2歳6・7か月児の歯科健康診査、3歳6・7か月児の健康診査を実施のほか、保護者からの様々なお困り事や課題に寄り添うべく、保健師や助産師等が自宅を訪問して、切れ目のない支援を行っております。

健康づくり課で行う事業は、目に見えて成果の分かるものではなく、日々継続して母子の尊重と乳幼児の健康の保持増進を図り、実施するものでございます。出生数の減少に伴い、参加者が集まりにくい等の現実ではございますが、引き続き母子保健の推進に努めております。

次に、成人の健康についてでございますが、予防、早期発見、早期治療が大切です。特定健診やがん検診を分かりやすくお知らせすべく、5月広報で同時配布の住民健診ガイドを、令和6年度はこれを刷新いたしまして、健診の受診項目を確認するところから始まり、受診医療機関等を決めて予約し、受診までを一見にして分かるような表現に変更

いたしました。併せて、W e b での集団健診の申込みを開始し、受診行動につながる工夫をいたしました。

春夏のW e b 申込受付の際は、周知期間も短かったため、想定枠までの受付件数には至らず、従来からの電話窓口受付がメインになっていましたが、秋冬のW e b 申込みはおおむね想定枠を受け付けることができました。

また、がん検診の受診勧奨では、性別別・年代別に案内内容を変え、住民の皆様に寄り添った勧奨に努めております。

次年度においても、分かりやすい健診の勧奨に努めてまいります。

なお、そのほか年間を通じて行う各種健康講座等につきましても、積極的に実施してまいりたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。あと、介護予防の取組はいかがでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

本町では、令和5年度より、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業を実施しております。これは、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するためのもので、医療レセプト、健診結果、介護レセプト、要介護認定、フレール状態を総合的に勘案して行うものでございます。法により、市町村が各都道府県の後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施している事業でございます。

令和6年度は、ポピュレーションアプローチといたしまして、町内集会所を訪問して、社会的フレイルや身体的フレイル、また栄養に関する教室を実施をしており、ハイリスクアプローチといたしましては、健康状態が不明な方への戸別訪問を実施をし、必要なサービスへつなぐなどの支援を行っているところでございます。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。産前から産後、生まれたお子さんから高齢者の方まで、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりということで取り組んでいただいているようです。ありが

たいことだと思います。それらの取組を住民さんがちゃんと理解できるようにしていただきたいと思います。これからもよろしくお願いいたします。

続いて、補聴器助成についてお伺いいたします。

補聴器助成の相談件数や申請して助成された人数など、現状を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

補聴器購入補助制度は、令和6年6月から開始しており、相談件数は10件、申請・助成決定は5件でございます。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。耳の聞こえが認知症につながっていくことは、多くの医師が言われています。以前も要望しましたが、難聴の早期発見に向けた取組をしてほしいと申し上げたところ、予防や早期発見を啓発していくとのことでしたが、予防の意味からも聴力検査などを取り入れていただいていますでしょうか。

また、補聴器購入については、多くの相談があります。補聴器購入費用の助成も何度か要望し、令和6年度、先ほども言っていただきましたが導入していただきました。また令和6年6月議会で、高齢者の方への聞こえの補助として軟骨伝導イヤホンを役場窓口に設置していただきたいと要望したところ、会期末には役場窓口に設置していただきました。併せて、お礼申し上げます。ありがとうございました。

そこで、補聴器購入費用の助成に軟骨伝導イヤホンも可能にしてほしいと思います。補聴器の購入費用は高価なので、買うのをちゅうちょしている方が多くいます。まずは補聴器よりも安価である軟骨伝導イヤホンを補聴器の入り口として、聞こえを補助することから助成をしてはいかがでしょうか。

また、軟骨伝導イヤホン自体を多くの方が御存じないので、高齢者の方にお知らせする機会があればいいと思います。先ほども申し上げましたが、耳の聞こえが認知症につながっていくことは多くの医師が言われていますので、予防することからも取り組んでいただきたいと思います。

また、補聴器購入費用の助成の枠組みを非課税世帯だけでなく、私がお相談いただく方

の多くが、非課税世帯ではないけれど生活が厳しい、補聴器助成を取り入れてくれたことはいいけど、自分たちは生活が大変なのに助成の対象にならないと言われていました。以前にも要望しましたが、駄目という答弁でしたが、いきいきと暮らせるまちづくりと町長も言われています。いつまでも健康で暮らせるためにも、助成を要望します。今、助成は5万円と言われていますが、本来なら非課税世帯と同じがいいと思いますが、そこまでではなくても対象の枠組みを広げて、そういう方々も助けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

まず初めの本町におけます住民健診時の聴力検査につきましては、現在のところ、実施はしていません。しかしながら、先ほどから議員もご指摘のとおり、高齢者の話しかけに対する反応の低下が、認知機能によるものなのか、難聴によるものなのかを判断することは重要であり、早期に聴力検査を受診することで難聴の程度を把握し、治療や補聴器による対策によって認知症リスクを低下させる効果があることについては認識しているところでございます。

高齢者が自身の健康状態に加えて、聴力検査の必要性について認識してもらえるよう周知啓発を図ってまいります。

また、軟骨伝導イヤホン購入助成でございますが、日常的に使用する機器につきましては、個人の症状に合わせて様々な調整を行うことができる補聴器が適していると考えております。軟骨伝導イヤホンは、あくまでも集音器に分類される機器でございますので、個人に合わせた調整はできないものになりますので、現時点におきましては、助成を行う予定はございません。

また、対象者の拡充につきましては、助成を受けた方の補聴器装用による効果や実施市町の状況を検証した上で、慎重に検討すべきと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。なかなか厳しい状況とは思いますが、本当に補聴器は高額なので、購入費用の助成の対象者の枠組みをぜひとも広げてほしいと思います。よろしくお願

いたします。

続いて、アピアランスサポート事業の実施について質問させていただきます。

忠岡町においては、がんに罹患された方や、また、がんだけでなく病気で苦しんでいる方の社会参加を促進し、療養生活の質が向上するようにアピアランス支援である医療用ウィッグや乳房補正下着などの助成に取り組んでいただきたいと以前にも申し上げていました。今回、実施を進めていくことは大いにうれしく思いますが、がんだけでなく、脱毛症で苦しい思いをされている方もおられます。同時に取り入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

がん患者の方に対するアピアランスサポート事業については、近隣市町や他府県市町を調査いたしますと、助成対象とする物品や助成額は様々でありました。

本町においては、住民の皆様の経済的な負担や精神的な負担を少しでも和らげるべく、予算の範囲内ではございますが、医療用ウィッグや補正下着を対象に、近隣市町の事業内容を超える形で上限額を2万円とし、この上限に満たない場合は、実費相当額を助成すべく、現在準備を進めているところでございます。

令和7年4月にこの事業を開始する段階では、議員のおっしゃる脱毛症の方は助成対象外となりますが、決してこれがゴールではなく、引き続き当事業について国の動向等なども注視してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。調査をされたということですが、調査をされた段階での近隣の状況はどのようなものだったのでしょうか、教えてください。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

近隣では、補助の上限額でございますが、1万円であったり、助成額が実費相当の半額であったりと様々ございました。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。また、助成の対象とする物品はどのようなものを忠岡町では予定されていますでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

がん治療に伴う脱毛に対するために装着する前頭葉ウィッグ、毛付き帽子、ケア帽子、外科的治療等による補正下着等でございます。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。これまでも要望させていただき、ようやくがん患者の方のアピランス事業を取り入れていただけます。先ほどの答弁でも、これがゴールではないと言っていました。次の段階として、できるだけ早く脱毛症の方も取り入れていただけるよう、よろしく願いいたします。

それでは、带状疱疹ワクチン接種が本年4月より定期接種化についてを質問させていただきます。

以前にも何度か助成の導入を求めさせていただきましたが、そのときには定期接種化になればと言われていましたが、本年4月より带状疱疹ワクチン接種がようやく定期接種化になりました。忠岡町ではいつから実施されますでしょうか。また、対象者や助成はどのようにされますでしょうか、お答えください。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

带状疱疹ワクチンの定期接種化に関しましては、ただいま、本町では調整が続いております。現段階での想定といたしましては、令和7年の4月からの実施に向けての準備をしているところでございます。

ワクチンの接種を始めるためには、泉大津市医師会との調整や接種を委託する医療機関の皆様の準備期間も必要となりますので、詳細は接種該当者には個別にはがきでお知らせをし、併せて広報やホームページでも周知を図る予定でございます。

带状疱疹ワクチンには、生ワクチン、組み換えワクチンの2種類があり、いずれか1種類を接種いたします。

接種対象者は、国の定める定期接種の対象者といたしまして、1番目に65歳以上の高齢者の方、2番目に60歳から64歳まででヒト免疫不全ウイルス、これはHIVでございますが、これによる免疫の機能に障害があって、日常生活がほとんど不可能な方、3番目といたしまして、令和7年度から5年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方、ただし、令和7年度に限っては100歳以上の方は全員ということになってございますが、こういった方々を対象といたします。

自己負担額につきましては、主に接種費用の半額相当とする予定でございます。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。忠岡町の自己負担額の詳細はどのようになっていますでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

接種費用の半額相当と想定しておりますが、接種費用の対象とするワクチンは2種類ございまして、まず生ワクチンにつきましては、国が示す標準的な接種費用を基に自己負担額を4,500円に設定、組み換えワクチンにつきましては、これも国が示す標準的な接種費用を基に自己負担額を1万1,000円に設定をいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。組み換えワクチンの接種は2回必要というふうに聞いておりますが、1回につき1万1,000円の負担が必要ということではよろしいでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

そのとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。50歳以上の方については、ワクチン接種をすることで発症予防・重症化予防が期待できるとされています。組み換えワクチンの接種は2回必要なので、1回につき1万1,000円の負担が必要にはなりますが、2回分とも助成をしていただけるので、負担は半分ぐらいになり助かるとは思いますが、それでもまだ高額だと思います。住民さんの負担が軽く済むような助成をさらに進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、住宅用防犯カメラやモニター付きインターホンなどの購入、設置費助成について質問させていただきます。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止力になり、防犯対策につながると思います。設置補助事業の継続、町が設置する取組も積極的に進めていただけることは安心につながり、よいことだと思います。近年、多発している闇バイトなどの犯罪があり、怖くて不安と言われている方は多くいらっしゃいます。個人でも防犯カメラを設置しているお宅も増えていますが、取り付けたいと思いつつも金銭的に厳しいとのことで、取り付けのことをちゅうちょされている方もいらっしゃいます。住宅用防犯カメラやモニター付きインターホンなどの購入、設置費用の助成を取り入れていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長兼自治防災課長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

防犯カメラの重要性につきましては、午前中の前川議員からもご指摘ございましたが、この防犯カメラ等の設置につきましては、犯罪や不正行為など未然に防止や抑止する効果があり、安全・安心なまちづくりの観点からも、地域住民の防犯意識が高まるとともに、治安の維持にもつながることから、非常に有効であると考えてございます。

本町といたしましては、現在、各地区の自治振興協議会が設置する防犯カメラの設置に係る費用を、1台につき20万円を限度といたしまして、2分の1の額の補助を行ってございます。

しかし、個人宅の防犯カメラ等につきましては、私的な財産となることから、設置に係る補助につきましては難しいものと考えてございます。ついては、議員ご指摘の個人宅へ防犯カメラ等設置に係る補助を行っている自治体があるとのことはあまり聞き及んだことがございませんので、一度そのような補助を行っている自治体があるのか確認を行うとともに、その財政規模やその状況等々も含めて調査研究を行いたいと思いますので、よろし

くお願いをいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。ちなみに、東京の足立区や狛江市などの19市区ではこれまでも設置支援は行われていますが、本年4月からは東京都が2万円の補助事業を行う予定です。警察庁によると、侵入口として最も多いのが窓だと言われています。窓ガラスを割られないように貼る防犯フィルムなどの侵入抑止の備品も合わせて取り組まれています。町長も住民の生命と財産を守ると言われています。住民の安全・安心のためにも、前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しをいただき、令和7年度3月議会のトリということで、しっかり質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、学校教育が充実したまちづくりと、中学校のクラブ活動の地域移行について質問したいと思います。

令和5年6月議会で、中学校の女子のバスケットボール部が休止になるということで、中学校のクラブ活動の活動状況について一般質問をさせていただきました。

少子化の影響で、少子化に伴い学級数が減少することにより、教員の数も減っていくことで、指導者の確保が困難な状況になってきている。また併せて、教員の長時間勤務により働き方改革なども進む中、より一層厳しい状況になってきておると思います。

このような中、スポーツ庁や文化庁においても、ガイドラインの策定や休日の部活動の段階的な地域移行を図っていくことともに、するとともに、令和4年12月には、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する国のガイドラインが策定されました。大阪におきましても、国のガイドラインを踏まえ、長期的に生徒にとって望ましいスポーツ・文化・芸術・環境の構築に向け、大阪府部活動の在り方に関する方針が改定され、地

域の実情に応じて部活動改革を段階的に進めていくこととされました。

令和5年6月の一般質問においても、このような状況を踏まえ、調査研究を行うとの答弁でありましたが、その後の取組として、中学校のクラブ活動について外部指導員の配置や地域移行に向けての取組状況についてはどのような状況であるのか。また、取組が進んでいない場合、その原因と進んでいないことによる支障はないのかなどについてお答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの外部指導員の配置につきましては、忠岡町部活動外部指導者派遣事業を実施しており、学校長の要請があれば、外部人材の活用は実施可能な状況でございます。

今年度につきましても、活動中の部活動において、有償ボランティアとして、地域の方に教員の補助として部活動を支援いただいているところでございます。また、全国的に教職員の働き方改革が進められる中、本町におきましても他の自治体同様、部活動の地域移行につきましては進めていくべき課題であると認識しております。

しかしながら、現状としましては、受皿となる地域の民間団体や近隣の大学等との連携による人材の確保等、本町におきましては困難な部分もございます。引き続き、国や府、他市町村の動向に注視し、調査研究に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

今、忠岡町部活動外部指導員派遣事業ということで、有償ボランティアの地域の方に教員の補助として、部活動の支援をいただいていることでしたが、これはどのクラブ活動で、どれぐらいの人に今支援してもらっているのか、お示し願えますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

今年度につきましては、女子バレーボール部でお一人教員の補助としてご支援をいただ

いております。なお、これまでも様々な方に、硬式テニス部や男子バスケットボール部、女子バレーボール部、ブラスバンド部で教員の補助としてご支援をいただいた実績がございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

部活動は、体力や技能の向上は図られることもなく、授業とは異なる集団での活動を通じた人間形成、成長の場であり、多様な生徒が活躍できることから、楽しい学校生活を送るためにも必要な場であると思います。そして、忠岡町部外活動指導者派遣事業だけでなく、忠岡町のスポーツ連盟とか、民間団体、その他本町のスポーツセンターのコパンさんとか、連携されている羽衣国際大学さんなどの広く連携・協力いただきながら、忠岡町の独自の部活動の体制を構築していただきたいと思いますと思うのですが、その辺のところはいかがでしょう。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

引き続き、地域の方と教員の補助として部活動のご支援をいただける方の人材確保に努めるとともに、本町の様々な関係団体や大学等に連携、ご協力をいただけるよう、他市町村の先行事例等を調査研究してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

我々のときと違いまして、部活動というのは、我々のときやったらバスケットボール部であれば、男子女子を一緒に1人の先生が教えたりと、そういうことをしてたんですけど、今はちょっと時代が違いますので、その辺のところをよく考えていただいて、やっぱり、クラブ活動というのは、私もやってきましたから大事だと思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。次は、小学生が登下校時に背負っているランドセルについて質問したいと思います。

小学生が登下校時に使用しているランドセルについて、学校ではどのような指定、取扱いがされているのか。

小学生が通学時に背負っているランドセルについて、私も毎朝忠岡小学校の前の交差点のところで子どもの見守り活動をしておりますが、ほぼ全員がランドセルを背負って通学しているように思います。特に春先は、体と比べると大きく、1年生ですね、大きく感じるランドセルを背負っている子どもさんもいます。見かけることもあります。最近では、親御さんがランドセルの購入活動をラン活というそうですが、お孫さんの入学祝いにランドセルをプレゼントするとかいうことは、私のところもやってたんですけど、よく聞くんですけど、住民の方から、重いランドセル、何とかあれはできないかというちょっと相談をいただきまして、この質問をするんですけど、いろいろインターネット等で調べてみますと、通学時に背負っているランドセルの重さですね、これが平均で4.13キロで、9割の子どもが重いと感じていることや、1人1台の今はタブレット端末や水筒、そして体操服などの荷物を持った場合、さらに重たい荷物を持っていること等の状況であると知りました。

そこで、まず、現在の状況をお聞きしますが、本町の小学校でのランドセルの使用状況についてはどれぐらいか。通学時平均どれぐらいの重さのランドセルを背負っているのか、また、ランドセルやその他かばんの使用について、どのような取扱いがされているのかお答え願えますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

小学校としましては、入学説明会において、保護者の皆様に準備物としてランドセルをお伝えしております。ランドセルは両手が空く等、登下校の安全にもつながるものと考えております。大きさ、色等の指定は行っておりません。ランドセルにつきましては、保護者にご用意いただくものでございますので、大きさや重さは様々でございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

分かりました。再度確認も含め質問いたしますが、最近ではランドセル症候群ということも言われているそうですが、多くの物を持ち運ぶ、かなりの重量となりますので、その結果、肩や背中痛み等を訴える子どもさんもあると聞きます。その辺りは本町ではどう

なのか。

2点目、先ほどの答弁ですが、ランドセルしか駄目ということなのでしょうか。

3点目、手提げかばんはどのような取扱いとなっているのですか。

以上、3点についてちょっと答弁お願いできますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、ランドセルでの学習用具等の持ち帰りにつきましては、宿題等、家庭学習で必要なものと学校に置いておくものを学校が明確にし、児童の登下校において過剰に負担がかからないよう工夫のほうをしております。

2点目のご質問ですが、ランドセルでふだん登下校は行っております。

3点目の手提げ袋の取扱いにつきましては、学校の裁量で使用しております。具体的には、ランドセルに入れにくいものがあるときや社会見学に行くとき等、必要に応じて使用のほうをしております。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、置き勉についてですが、お答え願えますか。

置き勉というのは、孫も置き勉、置き勉と言っているんですけど、初め弁当のことかなと思ったら違って、置き勉とは、教科書やノート、学用品などを学校に置いたままにするということをいいますが、私らのときは持って帰れだったので、怒られた経験もあるんですが、我々の子どもの頃は禁止されておったと思います。しかしながら、置き勉を認めることで、ランドセルの重さが大幅に減り、子どもの肩や背中の負担を軽減できることから、文科省においても置き勉を認めるということで、本町にもそういった通知が来ていたかと思えます。紛失や盗難、家庭学習の妨げになるということから認めていない小学校もあるようなことも聞きます。本町ではどのように対処されているのか、その辺のところをお答え願えますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

平成30年9月6日付、文部科学省から児童生徒の携行品に係る配慮について事務連絡がございました。

各学校において、教科書やその他教材等のうち何を児童生徒に持ち帰らせるか、また、何を学校に置くこととするかについて、保護者等とも連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の学校や地域の実態を考慮して判断するものと示されております。また、具体的な工夫例として、宿題等で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について児童生徒の机の中などに置いて帰る等が示されております。本町におきましても、必要に応じ、適切な配慮を講じているところでございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

本町においては、工夫されて置き勉を認めていると、適切な取扱いをしているということですが、家での学習ですね、勉強しようと思っただけとか、妨げであるとか、紛失等のトラブルなどの声は特にないですかね、お答え願えますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

日々の宿題等につきましては、連絡帳に児童が記載し、家庭学習で使う必要なもの等を必要に応じて担任が声かけ等を行っております。また、学校に置いておくものにつきましては、持ち物への記名や日々の整理整頓を指導するとともに、必要に応じて、特に低学年等は、学年通信等で学校に置いておくもの等を保護者にお伝えしているところです。特に大きなトラブル等のお声はないと認識しております。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

置き勉については、うちの孫なんかも教科書を置いてきているということで、忘れたか

ら勉強できへんとかいうようなことを言っておるんですが、もちろんこれはうちの孫が悪いんですけれども、私自身も置き勉はどうかと考えるところがあるのですが、今回はランドセルの重さの負担軽減という趣旨ですので、引き続き支障のないようにお願いしたいと思います。

それでは、3点目に移りますが、布製ランドセル、いわゆるランリュックについてお聞きしたいと思います。

いろいろお聞きしましたが、やはり、重さであったり、体への負担や置き勉の部分であったりとか、課題があるのではないかと思います。もちろん耐久性や、後へ倒れたときにランドセルがクッション代わりになるというふうなことも聞いております。メリットもあると思います。何よりも祖父母やご両親にとっては、ピカピカの1年生の入学祝いとし送ることを楽しみにされている方もあると思います。ランリュックについては軽いし、値段的にもランドセルと比べるとかなり安い値段で購入できたり、メリットもあると思います。保護者の方のご理解も得ながら、導入いただけたらいいのじゃないかなというふうに思います。できましたら、府内でも長きにわたって導入されている自治体さんもあるのですが、町で統一したランリュック、スクールバックを作成していただいて、新入学のお祝いとして子どもたちに夢と希望を持っていただくと、また、町に愛着を持っていただき、郷土愛の醸成にもつながると思いますので、ぜひメッセージなんかも添えていただいて、町から子どもたちに配付していただけたらいいなと思うのですが、その辺のところをよろしくお願ひします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

ランドセルにつきましては、保護者のご判断でご準備いただいているところでございます。議員お示しのランリュックにつきましては、指定されている市町村の状況等を調査研究してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

ランリュックを町でちょっと用意していただいて、そして、そのランリュックが世界に忠岡しかないとかいうふうな形でちょっと配付していただければうれしいなというふうに思いまして、これはちょっと計算したんですけど、町の負担額として、財源の問題もある

と思うんですけれども、1つランリュックが1万円ぐらいかなということで、今、下の小学校でも1クラス26人ぐらいですかね。そして、上の小学校やったら大体3クラスぐらいあるんですかね。大体100人程度だと思うんですけれども、1人1万円だったら100万円程度の予算で効果も大きいと思いますし、町で重複しているようなサービスでもあるのではないかなと思いますので、その分ちょっと十分精査していただきながら、何よりもこれはランリュックに忠岡町の何か文言を入れて、初めの1年生の夢と希望を持って学校生活を送ってもらうというメッセージも添えていただいて、ぜひ、ちょっと検討していただきたいと思うのですが、その辺のところ再度答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学校の現状も含め、まずは指定されている市町村の状況等を調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

ぜひ、子どもたちの夢と希望のためにも、町長もぜひとも検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問にまいります。愛着が持てるまちづくり、安全に暮らせるまちづくり、通学路の安全対策について質問させていただきます。

これまでも他の議員さんからも一般質問があったと思いますが、よろしくお願いいたします。

本町教育委員会に来てるとは思いますが、通学路における交通安全確保の徹底についてという文科省からの通知によりますと、令和3年6月、千葉県八街市の事故を受けて実施された合同点検結果を踏まえた通学路の安全対策について、令和5年12月末現在において、令和6年能登半島地震の甚大な影響を受けた石川県、富山県及び新潟県を除き、全体で7万2,568か所の対策必要箇所のうち、6万6,203か所については対策が講じられていると。そして、教育委員会、学校の対策必要箇所については、3万9,398か所のうち3万9,100か所の対策が講じられたということですが、本町の通学路における交通安全の確保に向けたこれまでの主な取組状況及び令和7年度の取組についてお答えいただけますか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

交通安全担当部局であります産業住民部からお答えさせていただきます。

通学路の交通安全対策として、通学路の危険箇所を中心に、これまで学校周辺の歩道へのグリーンベルト、交差点内の路面カラー標示、路側線や記号標示の新設や再舗装を実施してまいりました。

今年度におきましては、東忠岡小学校周辺の交差点のカラー塗装、外側線及びグリーンベルトの新設を実施し、忠岡小学校区については、グリーンベルトの延長を行いました。また、児童が安全に通学するために、東忠岡小学校区内の車両交通量が多い横断歩道に横断旗も設置するとともに、例年、泉大津警察署には薄くなって見づらい横断歩道や停止線の塗り直しを施工していただいております。

令和7年度につきましては、忠岡中学校周辺を中心に交通安全対策等を実施してまいります。

以上でございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。町内には横断歩道や停止線等について、消えかけているところも見受けられますが、学校周辺の箇所や、子どもたちが通学時によく通る箇所を中心に、消えかけているところについては塗り直しについてお願いしたいと思います。その辺りは、対応は可能でしょうか。

そして、ちょっと具体的に言いますと、新城部長も通勤で自転車で通っておられるときに、旧街道、泉繁から浜側のところが結構、浜側向いて左側の側溝のところはかなり凸凹になっておりまして、それをちょっと何とかしていただきたいというふうに思いまして、その辺のところをちょっとお願いしたいと思います。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

まず、現状の路線を確認させていただきます。区画線など、道路の凸凹などがあるところがありましたら、その現状を確認しながら、またこれが必要であれば、その辺の補修というのは必要になってくると思います。

今、全体的に交通安全対策につきましては、計画的な塗り直しなどは考えておりませんが、各小学校からの要望や各団体からの要望がございます。そちらの現地を確認した上で、予算の範囲の中で通学路安全対策については積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

前向きな意見ありがとうございます。また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、2つ目の質問に移ります。通学路の交通安全の確保について、その推進体制については、通学路における安全対策の関係機関となる教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本として、必要に応じ自治体代表者や学識経験者等を加えることとされていますが、さらに登下校の見守りをはじめとする学童・生徒を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校と教職員が全て担うことは困難であることから、平素から学校と家庭・地域との連携、協働の推進が不可欠であると思ひれます。

また、交通安全対策だけでなく、最近、不審者の増加傾向も見られますので、その他の事件に巻き込まれることもあることから、学校周辺の主要通学路の危険が感じられる箇所に防犯カメラの設置等を考えていただひたら、さらなる防犯対策の取組になると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

警察官OBでありますスクールガードリーダーを配置し、登下校時間を中心に忠岡小学校区と東忠岡小学校区を週2回ずつ巡回しております。また、登下校等の交通安全につきましては、各校長期休業期間前や学期始まり等に注意喚起をしているところでございます。併せて、小学校低学年を対象に、警察の方による交通安全教室を各校で実施しております。

なお、防犯カメラの設置に関しましては、必要に応じて自治会と協議を行う等の取組を実施してまいりますので、ご理解のほどお願ひいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

交通安全だけでなく、防犯対策についても、さらなる強化及び継続的な取組についてお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

参考までなんですけれども、西成区においては、通学路安全対策防犯カメラの運用管理に関する要綱というのも出しておりますので、またこれも参考に、西成区ですので、よろしく申し上げます。

続きまして、3つ目の質問に移ります。

まず、本町の行政にボランティアとしてご協力いただいている方々に対しまして、感謝を申し上げるところでございます。引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

最近の共働き世帯や高齢者世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などからも、見守り隊などのボランティアが減ってきているように思いますが、現状はどうか。また、ボランティアの増員に向け、新たな取組が必要と思いますが、どのように考えておられるのか、お示してください。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

子ども安全見守り隊は、毎週火曜・金曜日に小学生の安全な下校を見守るため、自転車でパトロールしていただいております。現在は22名の方が子ども安全見守り隊に登録をいただいております。子どもたちの安全を守るためにご協力いただいております。

今後につきましては、関係団体や地域の皆様と連携を図りながら、安全安心な通学環境の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

昔は、自治会からとか見守り活動に協力いただいていたというふうに聞いているんですが、改めて協力いただくことはできないのでしょうか、お聞きしたいと思います。子ども安

全見守り隊やスクールガードリーダーの方、モチベーションアップを図っていくということで、学校との連携を図るためにも、例えば運動会や卒業式などの学校行事に招待するなどの取組について検討・実施はできないのか、お答え願えますか。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

令和6年度におきましては、各自治会などに呼びかけを行い、子ども見守り隊の人数の強化を図ったことにより、忠岡小学校区においても、東忠岡校区と同時にパトロールを実施していただいているところでございます。

ご協力いただいている見守り隊などのモチベーションの向上策につきましては、今後、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうしてもボランティアでやっていただくというのは大変な作業になると思いますので、その辺のところをよく考えていただいて、何か手だてはないかということで考えてやっていただきたいと思います。

そして、最後の質問に入ります。つながるつどう人を育むまちづくり、大阪・関西万博を活用したまちづくりについて、4月の13日、大阪・関西万博の開幕イベントの一環として行われる、航空機自衛隊ブルーインパルスによる展示飛行を住民に周知することについて質問いたしたいと思います。

2025年大阪・関西万博が4月13日から10月13日までのこの大阪夢洲で開催されます。

1970年の大阪万博では、77か国の参加の下、約6,400万人を超える入場者で、2010年の上海万博までは、万博公園披露会の史上最多の入場者があったということです。

日本では、2005年に開催されました愛知万博に続いて、20年ぶりに開催される大阪万博。万博は地球規模の様々な課題に取り組むため、世界中からたくさんの人や物、知恵や技術が集まるイベントで、1970年の大阪万博でもワイヤレステレホンや電気自動車、そして動く歩道ですね。食文化では缶コーヒーとか、ファミリーレストランなど、新しい技術や商品が生まれ、我々の生活が便利に豊かになるきっかけとなるイベントであったと思います。また、何よりも子どもたちが万博を訪れて、直接目で見て、肌で感じ、体験することで、将来研究者になりたいとか、エンジニアになりたいという子どもたちが将

来を考えるきっかけとなったのではないかなと思っております。

今回、大阪・関西万博は、いのち輝く未来社会のデザインをテーマに、人類共通の課題解決、SDGsの達成に向け、人間の命だけでなく動物の環境や地球そのものなど命が宿るあらゆる事象について、持続可能な未来の在り方を示していくという壮大なテーマの国家プロジェクトでございます。

私、大阪南部、泉州地域の活性化に向けて取り組んでおります。南大阪振興促進議員連盟、これは堺から、前も説明したと思うんですけど、岬町も入れて9市4町で議員が集まって、政策集団として活動している連盟であるんですが、よく南議連というふうに言われております。南議連においても、大阪・関西万博開催に向けた機運醸成とその成功、ひいては、泉州地域の連携強化と発展に向けて、子どもたちへの支援と全国からの誘客策や、大阪・関西万博開会式におけるブルーインパルスの大阪府内全域飛行など、5項目について内閣府などの国の省庁等に要望活動を今まで南議連で行ってまいりました。

中でも、特にブルーインパルスの飛行については、子どもたちの声も届けながら、その実現に向けて南議連議員一丸となって取り組んできたところであります。

今回、内容の詳細は調整中とのことですが、4月13日の大阪・関西万博開幕イベントの一環として、航空自衛隊ブルーインパルスの展示飛行が実施される予定であります。前日の12日にも開会式において、同様の内容で実施されると聞いております。ふだんなかなか見ることができないブルーインパルスの飛行を、この忠岡町の上空で一人でも多くの人に、多くの子どもたちに見ていただき、万博会場のオープニングの雰囲気を感じていただきたいと思い、子どもたちにもかなりすごいと聞いておまして、カッコいいなとか、すごいなとか、そういったことを感じてもらいながら、やる気、頑張ろうかというふうなことに繋がってほしいと思っておる次第であります。

以上のようなことから、航空自衛隊のブルーインパルスによる展示飛行を住民に広く周知していただきたいと思うんですが、忠岡町としてその辺のところをどういうふうにお考えか、お示し願えますか。

町長公室（立花 武彦室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦室長）

ブルーインパルスの飛行については、大阪府内では1990年の4月1日の国際花と緑の博覧会、花の万博開幕日以来、35年ぶりの飛行となります。1970年、日本万国博覧会、大阪万博でも会場上空を飛行したブルーインパルスが大阪・関西万博の開幕を鮮やかに彩ることとなります。ふだんはなかなか見ることができないことから、情報が入りましたら、町においてもSNSなどのツールを用いて、事前に周知してまいりたいと考え

ております。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。今、事前の周知についてはやっていきたいということでしたので、ぜひお願いしたいと思います。ただ、周知したりお知らせだけではなく、例えば、町民グラウンドに集まって、みんなで観覧しようやないかとか、開幕に本町で機運醸成に向けたイベント、こういうのを開催してはどうかと私はちょっと考えておるんですけども、その辺はいかがなものでしょうか。

町長公室（立花 武彦室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦室長）

開幕日に機運醸成に向けたイベントを開催してはどうかとのご質問でございますが、企画・立案を行い周知となりますと、時間的にも難しいものがあると思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

よろしくその辺のところを考えていただきたいと思います。

続いて、次の質問で、大阪・関西万博に参画をすることによる本町の魅力発信及び未来に向けた持続可能なまちづくりについてですが、これまでも人口減少社会の中、より持続可能なまちづくりに向け、シティプロモーションやシビックプライド、郷土愛の醸成について何度も一般質問を今までさせていただきました。令和6年度は町制85周年ということで、決して大きな取組でなくても、何か町のPRにつながる、住民が町を振り返ってくれる郷土愛の醸成に向けた取組を期待しておりましたが、特になかったことがちょっと残念に思っております。

質問のとおり、来月、大阪・関西万博が開催されます。万博会場や万博に向けての取組は、本町にとってシティプロモーションやシビックプライド、郷土愛の醸成につながるものと考えております。また、万博開催を通じて、子どもたちの学びであったり、府内の経

済等の活性化ということからも、本町も開催地の地元大阪の自治体として参加していくこと、一緒に盛り上げていくことが必要であると思いますが、本町も大阪・関西万博に参画することで、忠岡町の魅力を世界に発信していくと、多くの人に本町を知ってもらうチャンスでもあります。多くの人に本町を知ってもらえることなどで、本町に来てもらえる機会となるよう、町は万博ではどのような魅力発信、イベントを検討されているのか。

それから、もう一つは、大阪・関西万博はいのち輝く未来社会のデザインをテーマに、人類共通のSDGsに向けて開催されますが、本町でもいろいろな観点から持続可能なまちづくりに向けた取組が各部署で実施されていると思います。例えば、健康増進に向けた取組や教育事業などについて、万博のテーマや課題解決ということに位置づけながら、さらなる取組の推進を図ることで、万博のPRを機運醸成につながるとともに、本町の取組の目的も同時に達成されると思いますが、そのような取組が現在なされているのかお示し願えますか。

町長公室（立花 武彦室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦室長）

大阪・関西万博において、本町が関連するイベントとしましては、まだ全てが確定しているわけではございませんが、5月10日、土曜日に、生帰がだんじりを出展いたします。また、食べなはれイベントで、町内事業者の出展者、事業者は現在公募中でございます。夏の7月29日・30日に春と同じく食べなはれイベント、キッズダンス、キッズフラダンスの出演、赤井勝氏の装花を予定しております。まだ企画段階ではございますが、町の魅力発信のまたとない絶好の機会であると考えておりますので、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

また、万博のテーマや課題解決ということに位置づけられた本町における取組がなされているのかというご質問でございますが、現在、本町では、総合計画を基に各部署において様々な事業が実施されており、もちろん万博が掲げるテーマともリンクする事業もあろうかと思えます。当然実施している事業については、目的の達成、住民満足度の向上のために実施していくと同時に、今後においても万博と同様、人類共通の課題解決に向けて、各部署において事業を実施できればと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。万博会場でいろいろな取組が行われるということがよく分かりました。我が町の花人、赤井さんにつきましては、世界でも活躍されていると思われませんが、花は万国共通語といいますか、全ての人の気持ちを癒やしてくれたり、優しい気持ちにさせてくれるのではないかなと思います。花を通して、みんなの気持ちが一つになるようなイベントをお願いしたいと思います。

そして、まただんじりですね、生帰のだんじりを持っていくということで、生帰の方々のご苦労さまでございます。よろしく願いしておきます。そして、キッズダンスやキッズフラダンスについても、参加される方は思い出になると思います。生帰の方々も、万博に持っていったよねって何十年たってもそれは思い出になると思いますので、思い出になると思うことが忠岡町だからできると、元気いっぱいなところをぜひ発信、アピールしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

そして最後に、あまり時間がないんですけど、もう1点、各部署で取り組まれています万博と同様、人類共通の課題解決に向けた取組については、町だけで行うのではなく、民間企業なんかも連携・協力いただくことも必要ではないかと思いますが、その辺のところはいかがですか、お示し願えますか。

町長公室（立花 武彦室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦室長）

本町は、今後、公民連携事業を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、課題解決に向けた効果的な取組がありましたら、民間企業の方とも連携・協力しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

いろいろ無理難題な質問させていただきましたけど、この万博で成功するように期待をしていますので、その辺のところはよく考えていただいて、子どものためにも思い出になるというふうに思いますので、その辺のところをよろしく願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（北村 孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次回の会議は、3月25日火曜日午前10時より開きます。本日は大変にご苦労さまでございました。

（「午後2時16分」散会）